

社 援 発 第 1 1 1 1 0 0 2 号  
平 成 2 0 年 1 1 月 1 1 日

(最終改正)

社 援 発 0 3 0 6 第 2 6 号  
令 和 2 年 3 月 6 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長 殿  
関 係 団 体 の 長  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

## 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について

社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会（以下「教員講習会」という。）については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト（４）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト（４）及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 516 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 13 年厚生労働

省告示第 241 号）（以下「基準告示」という。）により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添 1 のとおり社会福祉士実習演習担当教員講習会実施要領を、別添 2 のとおり介護教員講習会実施要領を定め、教員講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので参考までに通知する。

なお、「介護教員講習会の実施について」（平成 13 年 8 月 16 日付け社援発第 1430 号厚生労働省社会・援護局長通知）については、廃止する。

## 別添 2

### 介護教員講習会実施要領

#### 1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 13 年厚生労働省告示第 241 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

#### 2. 講習会実施の届出

（1）講習会の実施者は、講習会の実施前に、当該講習会を実施する都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

（2）講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

（3）講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

#### 3. 講習会の内容

（1）講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、1 の講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

| 分野     |           | 科目                                        | 時間数       |
|--------|-----------|-------------------------------------------|-----------|
| 基礎分野   | 介護福祉の基盤強化 | 社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか 2 科目 | 各 30 計 60 |
| 専門基礎分野 | 教育の基盤     | 教育学、教育方法、教育心理及                            | 計 90      |

|      |        |                |       |
|------|--------|----------------|-------|
|      |        | び教育評価の 4 科目すべて |       |
| 専門分野 | 介護福祉学  | 介護福祉学          | 3 0   |
|      | 介護教育方法 | 介護教育方法         | 3 0   |
|      |        | 学生指導・カウンセリング   | 1 5   |
|      | 学生指導   | 実習指導方法         | 1 5   |
|      |        | 介護過程の展開方法      | 1 5   |
|      | 介護教育演習 | コミュニケーション技術    | 1 5   |
|      |        | 研究方法           | 3 0   |
| 計    |        |                | 1 5 0 |
| 合 計  |        |                | 3 0 0 |

なお、専門分野の各科目に係る目標は次表のとおりであるので、具体的な教育内容の検討に当たっては、これらに十分留意すること。

| 科 目          | 目 標                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------|
| 介護福祉学        | 介護及び関連する学問領域から幅広く、介護と人間生活について学び、介護福祉士の専門性についての理解を深める。   |
| 介護教育方法       | 教育方法の理論を基礎として、介護福祉教育における具体的な教授・学習活動について理解する。            |
| 学生指導・カウンセリング | 学生指導・カウンセリングの理論や方法について学ぶ。                               |
| 実習指導方法       | 介護教育における実習の意義及び実習指導に当たる教員・実習指導者の役割を理解し、効果的な実習指導方法を修得する。 |
| 介護過程の展開方法    | 介護実践のためのアセスメント、計画立案、実施、評価について、演習における具体的展開方法を学ぶ。         |
| コミュニケーション技術  | 人間関係におけるコミュニケーション技術について学ぶ。                              |
| 研究方法         | 研究の意味を理解し、研究の方法と種類、進め方等を習得する。                           |

- (2) 講習会の実施に当たっては、科目ごとの教育内容について一貫性及び統一性が確保され、効果的な授業の運営が行われるよう配慮すること。

#### 4. 講習会の評価

- (1) 講習会の実施者は、あらかじめ講習会の評価計画を策定し、講習会の終了後、当該計画に基づき、実施した講習会の内容の評価を行うこと。

なお、講習会の評価に当たっては、少なくとも次の内容を盛り込むこと。

- ・ 3の(1)の教育内容等を踏まえ、当該講習会が設定する教育目標
- ・ 教育目標を踏まえた受講生の理解度を評価するための基準
- ・ 受講生の評価結果を踏まえた講習会の課題と今後の改善方針

(2) 講習会の実施者は、(1)の評価計画及び評価結果を少なくとも5年は適切に管理しておくこと。

## 5. 講習会の講師等

(1) 講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

ア 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者

イ 介護福祉士養成施設又は介護福祉士学校において5年以上の教務主任歴を有する者

(2) 講習会には、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の全般にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を適切に行う能力を有する教育内容編成主任を置くこと。なお、教育内容編成主任は、(1)のイに該当する者であることが望ましいこと。

また、教育内容編成主任は、講師と兼務しても差し支えないこと。

## 6. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。

また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

## 7. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

## 8. 講習会の科目の履修認定等

- (1) 講習会の実施者は、原則として基礎分野又は専門基礎分野に限り、受講生からの申請に基づき、当該受講生の既習の学習内容を評価し、当該講習会における教育内容に相当すると認められる場合は、当該講習会における履修に替わるものとして認定することができる。
- (2) 講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合にあっては、講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができるものであること。
- (3) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める者（平成13年厚生労働省告示第242号。以下「免除告示」という。）第5号に規定する「厚生労働大臣が定める者」には、「平成15年4月1日において介護福祉士養成施設における介護に係る科目の専任教員としての教育歴が10年以上になっている者であって、大学、大学院又は短期大学その他これに準ずる学校等において教育研究上の業績があると認められるもの」が含まれる。

なお、講習会の課程の全部の履修が免除される者に該当するかどうか疑義がある場合にあっては、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別添2の「介護福祉士等養成施設の設置及び運営に係る指針」に定める専任教員に関する調書及び履歴書を添えて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に書面により照会すること。

## 9. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

## 10. 経過措置

平成 21 年 3 月 31 日以前に「介護教員講習会の実施について」（平成 13 年 8 月 16 日付け社援発第 1430 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき実施された講習会を受講した者については、本通知に基づき実施された講習会を受講した者とみなすことができるものであること。

様式 1

介護教員講習会実施届出書

|                        |              |       |         |
|------------------------|--------------|-------|---------|
| 講習会の名称                 |              |       |         |
| 実施主体の名称                |              |       |         |
| 実施主体の主たる<br>事務所の所在地等   | 電話番号：        |       |         |
| 講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位） |              |       |         |
| 開講期間                   |              | 受講定員  |         |
|                        |              |       |         |
| 教育内容編成主任の氏名            |              |       |         |
| 講習会の内容                 |              |       |         |
|                        | 科 目          | 開講時間数 | 担当講師の氏名 |
| 基礎分野                   | 社会福祉学        |       |         |
|                        | 生活学          |       |         |
|                        | 人間関係論        |       |         |
|                        | 心理学          |       |         |
|                        | 哲学           |       |         |
|                        | 倫理学          |       |         |
|                        | 法学           |       |         |
| 専門基礎<br>分野             | 教育学          |       |         |
|                        | 教育方法         |       |         |
|                        | 教育心理         |       |         |
|                        | 教育評価         |       |         |
| 専門分野                   | 介護福祉学        |       |         |
|                        | 介護教育方法       |       |         |
|                        | 学生指導・カウンセリング |       |         |
|                        | 実習指導方法       |       |         |
|                        | 介護過程の展開方法    |       |         |
|                        | コミュニケーション技術  |       |         |
|                        | 研究方法         |       |         |

（注１）開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

（注２）基礎分野において開講しない科目がある場合は、その開講時間数の欄に×印を付すこと。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和    年    月    日

法人・機関名：\_\_\_\_\_

法人・機関代表者氏名：\_\_\_\_\_



様式 2

介護教員講習会修了者名簿

实施主体：\_\_\_\_\_

[illegible]